

平成31年3月28日

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 記者発表資料

## 平成31年度災害時等協力業者公募(追加)について

～大規模災害発生時の組織的な支援活動の迅速な確立のために～

佐伯河川国道事務所が管理する番匠川・堅田川・井崎川・久留須川について、災害が発生した場合における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るために、建設会社やコンサルタントの協力を得ることにより、事前体制を構築するものです。現在、来年度の協定締結に向け手続き中ですが、前回、公募時の参加者が少なかったため、追加募集を行います。

### 1. 公募部門

災害時等応急対策工事：河川（佐伯出張所）

### 2. 公募期間

平成31年3月28日から平成31年4月22日まで（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く）の毎日、9時00分から17時00分まで。

公募には一定の参加資格を付しております。

詳しくは当事務所の掲示板又は上記の公告（件名をクリックするとPDFで表示されます）をご覧ください。担当窓口までお問い合わせ下さい。

◆ 国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所  
〒876-0813 佐伯市長島町4-14-14  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/index.html>

担当窓口  
九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

副所長

河川管理課長

すぎやま みつのり

杉山 光徳

いのうえ むねお

井上 宗雄

（内線204）

（内線331）

（TEL）0972-22-1880（代表）

# 公 告

(平成31年度 佐伯河川国道事務所佐伯出張所管内における災害時等の応急対策工事等に関する基本協定)

次のとおり公告します。

平成31年3月28日

九州地方整備局

佐伯河川国道事務所長 白田 雅彦

## 1 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所佐伯出張所が管理する直轄管理区間において災害等が発生し又は発生の恐れがある場合、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において発生した災害の応急対策に関して、緊急的に河川区域内の巡視、排水ポンプ車及び照明車等運転、応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

### (2) 基本協定期間

1 本協定の実施区間は、直轄管理区間を基本とする。

番 匠 川左右岸 - 0 / 4 0 0 ~ 1 9 / 0 0 0

堅 田 川左右岸 0 / 0 0 0 ~ 2 / 5 0 0

井 崎 川左右岸 0 / 0 0 0 ~ 3 / 6 0 0

久留須川左右岸 0 / 0 0 0 ~ 8 / 7 0 0

とし、別図-1 のとおりとする。

2 災害等の状況により、当事務所の直轄管理区間内において、前項に規定する対象区間以外で指示された場所。

3 当事務所の直轄管理区間以外において発生した災害の応急対策に関し、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所。

### (3) 基本協定の内容

1 委託者は、直轄管理区間で災害が発生し、又は発生が予測され、必要と認めるとき、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所について、受託者に緊急的に河川区域内の巡視、排水ポンプ車及び照明車等の運転、災害状況に応じた応急対策工事等を要請することができるものとする。

2 受託者は、前項の要請があった時は、委託者の指示により、河川区域内の巡視、排水ポンプ車及び照明車等の運転、応急対策工事等を実施するものとする。

3 委託者は、受託者に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。

4 受託者は、これらの工事等を適切に対応ができるよう日本道路交通情報センター、河川情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

### (4) 基本協定期間

平成31年5月24日から平成32年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、企業の施工実績、資材・機材の確保を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者1社程度を決定する評価方式である。

(6) 災害時等応急対策工事等の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事等を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。

(7) 基本協定締結日は平成31年5月24日とする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 災害協定対象区間である大分県佐伯市（以下「協力依頼対象地域」という）に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般土木工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成31年5月24日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、認定されていない者のした申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 協定締結対象業者は経常建設共同企業体を除く。

(6) 平成26年4月以降に元請として、一般土木工事又は維持修繕工事の工事実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

(7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した一般土木工事又は維持修繕工事のうち平成26年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。  
一般土木工事、維持修繕工事の平均の高い方で評価する。

(8) 緊急業務に対応した体制の確保として5名以上の一級土木施工管理技士を確保できること。

(9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表又は調達計画表の提出ができること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (12) 請負契約を取り交わす時点において施工業者が法定外労働災害補償制度へ加入していること。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
- なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

### 3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

### 4 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒 8 7 6 - 0 8 1 3 大分県佐伯市長島町 4 - 1 4 - 1 4  
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課  
担当：河川管理課長 井上 宗雄  
電話 0 9 7 2 - 2 2 - 1 8 8 0（代）（内線 3 3 1）  
FAX 0 9 7 2 - 2 3 - 2 7 9 9

#### (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成 3 1 年 3 月 2 8 日(木)から平成 3 1 年 4 月 2 2 日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。
- ② 交付場所：〒 8 7 6 - 0 8 1 3 大分県佐伯市長島町 4 - 1 4 - 1 4  
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課
- ③ 交付方法：手渡しによる交付

#### (3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成 3 1 年 3 月 2 8 日(木)から平成 3 1 年 4 月 2 2 日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで
- ② 提出場所：上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CD を添付すること）により提出する。

### 5 その他

- (1) 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、当事務所が発注する一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- (3) 当事務所において公示を行っている他の平成 3 1 年度における「災害時等の応急対策工事等に関する基本協定」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。